

公示番号：170729

国名：ザンビア

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：(科学技術)アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月上旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.60M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月27日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ザンビア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：黄熱病は入国に必須ではないが接種を推奨。他に破傷風、A/B型肝炎、狂犬病、腸チフス、ポリオ、髄膜炎を推奨。

6. 業務の背景

近年、インフルエンザ、エボラ出血熱等の新興・再興感染症が世界中で発生し、公衆衛生上の主要な課題となっている。これらはヒトと動物の双方に感染するウイルス性人獣共通感染症である。特に内陸国であるザンビアでは、2008年にアレナウイルス感染者が発見されており、また、近隣国においても人体に致命的な影響を及ぼす出血熱ウイルスの発生が確認されている。また、インフルエンザウイルスについては世界的に多様な鳥や哺乳類で発見されており、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のように世界規模の流行(パンデミック)を起こす危険性のあるものが知られている。また、2009年には新型インフルエンザ(H1N1)がヒトの間でパンデミックを起こし話題となった。これまでにザンビアではインフルエンザウイルスによる重大な被害報告は無いものの、周辺のアフリカ諸国ではアウトブレイクが確認されており、ザンビアも脅威にさらされていると言える。

このように、ザンビアでは種々のウイルス性感染症の問題に直面し、社会的関心も高く、政策的な優先課題として重視されているにもかかわらず、現時点ではウイルス性人獣共通感染症に対する教育・研究基盤は殆ど整備されていない状況であることに加え、サーベイランス情報や検査診断体制は脆弱であり、病原体の国内外への拡散を効果的に抑制するためには、検査診断体制の確立とともに病原体の自然宿主と存続様式を明らかにする研究の実施が求められている。また、アフリカには未知、若しくは未同定のウイルスが存在している可能性が高く、新規ウイルスの能動的サーベイランスと、病原体としての的確なリスクの評価を行う研究は、ザンビアだけでなく周辺国の新興感染症対策にとって大きな関心事になっている。

このような状況下、ザンビア政府及び北海道大学より「(科学技術)アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」が要請され、JICAと科学技術振興機構(JST)にて採択された。現在、本プロジェクトは地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)の枠組みのもと、2013年6月から2018年5月までの5年間の計画で実施中である。

本研究では、公衆衛生上の重要課題である出血熱ウイルス、インフルエンザウイルス等のウイルス性人獣共通感染症について、ザンビア側実施機関と共同で、野生動物や家畜等が保有するウイルスの診断法の開発/改良、ウイルスの存続様式や伝搬経路等の解明、病原体のリスク評価を行うことで、診断法および疫学情報の普及を図るものであり、同時に、共同研究やザンビア側の研究・教育体制の確立を行うことにより、ザンビアにおけるウイルス性人獣共通感染症に対する研究・サーベイランス能力の強化を図るものである。

今回実施する終了時評価調査は、2018年5月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

なお、SATREPS案件の終了時評価調査は原則JICAと国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、AMED)が連携して実施する。今回の調査は、プロジェクト運営管理の一環として相手国における人材育成、協力強化及び開発課題に対する貢献の観点から、PDMに沿って評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)で評価を行う。また、研究成果、科学技術水準の向上の観点からの評価についてAMEDからも助言をいただく予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては

監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017年11月上旬～11月中旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ザンビア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017年11月下旬～12月中旬)

- ①JICAザンビア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ザンビア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びザンビア側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びザンビア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAザンビア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年12月下旬～1月中旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
標準航空経路は、以下の通り。

東京（羽田 or 成田）— 香港/ヨハネスブルグ経由 or シンガポール/ヨハネスブルグ経由 or ドバイ経由 —ザンビア・ルサカ

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年11月26日～2017年12月13日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

エ) その他 (AMEDから研究主幹及び調査員が参加する予定。)

③便宜供与内容

JICAザンビア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (TEL:03-5226-8350) にて配布します。

・ PDM (最新版)

・ 月次業務報告書

・ 事業進捗報告書

②本業務に関する以下の資料がJICAナレッジサイト、JICA図書館ウェブサイト、JSTウェブサイトで公開されています。

・ 詳細計画策定調査報告書、事前評価表、Record of Discussion

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/54a48af1eedf9af749257b6a0079d60d?OpenDocument>)

・ 中間レビュー調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12254108.pdf>)

・ 平成24年度～平成26年度の実施報告書

(http://www.jst.go.jp/global/kadai/h2409_zambia.html)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

ア) 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

イ) 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上